

●香川県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年5月25日から同年6月15日まで一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 宮尾高瀬線（221号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町下勝間字加茂2489番1地先 から 三豊市高瀬町下勝間字加茂2780番1地先 まで	20.0～21.0	21.0	平成13年香川県告示第631号及び平成16年香川県告示第753号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年5月25日